

**「会津若松市保育所条例の一部を改正する等の条例（案）」
についてご意見を募集します**

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

「会津若松市保育所条例の一部を改正する等の条例（案）」について、広く意見を募集します。意見のある方は、下記により提出してください。

1 募集期間

令和7年10月16日（木）から令和7年11月14日（金）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に通勤、通学する方
- (3) 市の区域内で活動する個人または団体

3 意見の提出方法

・ 所定の意見書様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に住所、氏名、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、下記の提出先まで直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールによりこども保育課まで提出してください。

（留意事項）

- ・ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・ 匿名や電話での意見の提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご注意ください。
- ・ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ お寄せいただいたご意見については公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

4 意見の提出先

- ・ 持参 市役所本庁舎 2階 こども保育課
 （土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時）
- ・ 郵送 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 こども保育課 宛
- ・ ファクス 0242-39-1246（課専用）
- ・ 電子メール kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

5 閲覧場所

条例案の内容は、こども保育課（市役所本庁舎2階）、市政情報コーナー（市役所本庁舎1階）、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センターで閲覧することができます。また、市のホームページに掲載しています。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

（※ 生涯学習センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。）

問い合わせ先：会津若松市健康福祉部こども保育課（電話 0242-39-1239）